

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザは、地域福祉保健計画の地区別計画の策定・推進する役割と、身近な日常生活圏域（主に中学校区程度）で介護・医療などの専門的ケアと生活支援・介護予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進する地域の中核的な拠点です。本会は荏田地域ケアプラザの指定管理者として、子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが孤立することなく地域の一員として、自分らしく暮らせる地域づくりを目指して、次のとおり取り組みたいと考えます。

1 当事者との接点を大事にした多様性の理解

子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが孤立することなく、地域の一員として暮らせる地域づくりを目指すために、当事者の参加がある地域ケア会議の実施、障害がある人もない人も一緒に過ごせる居場所づくり等、当事者を中心にした個別支援・地域支援を行い、当事者と接する場が増えることで多様性の理解を進めます。

2 あらゆる資源と連携した地域づくり

地域福祉を支えるために、地域ケアプラザの職員による個別支援、地域支援は勿論ですが、地域活動の新たな担い手として、親子ボランティアや民間事業所、民間企業の方も借りながら、日常生活支援ボランティアの発掘・育成や移動支援等、地域のあらゆる資源と連携した地域づくりを目指します。

3 健康寿命の延伸に向けた活動の充実

青葉区では、平成30年には「2015年市区町村別生命表」で、男性が日本一、女性が9位と発表されました。人生の最期まで、心身共に健康でいられるよう、健康寿命の延伸にも力を入れ、身近な場所での介護予防活動の充実や、何歳になってもつながりの場がある地域を目指します。

4 複雑多様化した課題への取組

8050や生活困窮者問題に代表されるように、地域から寄せられる相談については、複雑多様化しています。荏田地域ケアプラザでは、あらゆる相談を受け止め、関係機関や専門機関で、多職種のチーム化を実現し、定期的なチームカンファレンスの実施を行い、課題解決に取り組めます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動取り組みを具体的に記載してください。

1 担当地域の特色

担当エリアである荏田地区及び新荏田地区は青葉区の東に位置し、昭和50年頃、東急田園都市線開通に合わせて開発された地域です。担当エリアの中央には国道246号線と東急田園都市線が通り、南北で生活圏が分かれています。地域の殆どは住宅地で占められており、大型店舗や公立の学校はありません。これまで多人数を収容できる公共施設はありませんでしたが、2019年に荏田コミュニティハウスが開設され地域の交流拠点として期待されています。

荏田地区人口は約18,800人、高齢化率は16.2%と比較的若いですが、一部の自治会町内会では高齢化が30%を超えています。新荏田地区人口は約2,700人、高齢化率は25.1%となっており、市平均よりも高い数字となっています。大山街道の宿場町だった歴史や、荏田城跡もあり、歴史の魅力に溢れた町です。

2 課題

これまで荏田地域ケアプラザに寄せられた相談を分析してみると、ご家族や近隣住民からの相談については、ケースが重篤化してからの相談が多いことがわかります。そのため、課題の早期発見と、継続した地域の見守りが必要と考えます。

また、地域からは「認知症になったら自宅では暮らせない」、「地域では支えられない」という声も聞かれおり、認知症の正しい理解が必要です。

荏田地区は山坂が多く、高齢になり身体機能が衰えると外出が困難になることがあります。公共交通機関も少ないため、移動の手段や代替手段を考える必要があります。

8050問題をはじめとする、複雑多様化したケースも多くあり、地域の総合力で課題を解決していく必要があります。

子育て関係については、荏田地区には子ども会が無く、新荏田地区では次世代の担い手が不足している等、住民同士の子育て支援が十分に整っているわけではありません。地区内に小中学校が存在せず、他地区の小中学校へ通うため、学区に捉われない活動が必要と考えます。また他地区に見られる乳幼児期における親子サークル等、母親たちが主体になった活動も無いため、ケアプラザやコミュニティハウスを拠点にしたサークルがあることで、子育て世代のコミュニティが活性化されると考えます。

障害児者関係については、放課後の居場所として民間事業所による放課後児童デイサービス等、居場所が整ってきています。民間事業所による居場所に加え、障害児やその親が地域と関わる場面も同時に必要と考えます。地域共生社会を実現するためにも、当事者と地域との接点が必要だと考えます。

3 将来像と課題解決に向けた取組

(1) 課題の早期発見と地域での見守り

認知症症状の重度になってからの相談や、症状が悪くなってからの相談では、対応にも限りがあるため、重篤化する前に、自治会町内会や地区民児協、地区社協、友愛活動員等と協力して気軽に相談してもらえるように信頼関係を構築します。

また、地域での緩やかな見守りが行われ、継続していけるよう、住民支えあいマップ等のツールを活用し、近隣の状況を、専門職を含めたキーパーソンで共有できる取組を実施します。

(2) 山坂に負けない丈夫な身体・健康づくり

前述のとおり荏田の地域では、山坂が多く、公共交通機関も限られている為、自身の脚でいつまでも歩けるよう、地域の保健活動推進員やスポーツ推進員とも協力し、高齢者に限らず、若い世代も含めた介護予防の活動に力を入れます。

(3) 魅力ある“荏田”の発信

荏田は歴史の魅力に溢れた町という特徴を活かし、その魅力を地域に発信し、歴史も自然も福祉として捉え、地域に関心を持ってもらえるよう、地元の歴史識者を講師にした歴史講座等を実施し、地域の愛着形成を支援します。

(4) 孤立しない・させない子育て環境の整備

荏田・新荏田地区では、出産後に復職される方が多い現状があり、自主事業や子育てサロンの参加者からは、子どもの成長に合わせた地域とのつながりを望む声も聴こえています。荏田地域ケアプラザの場を活かした支援として、乳幼児期には自主事業や地域の育児教室を周知し、参加を促します。乳幼児期を終えても、地域や親子でつながりが保てるように、小さな単位でのサークル活動を支援します。また地区内にある親と子のつどいの広場との連携により、双方の活動が周知活用されるよう、お互いの事業で周知する時間を設ける等、工夫します。

子育て支援者連絡会についても、会議体だけで終わらせるのではなく、区や子育て支援拠点と連携しながら、子ども食堂の実施等、具体的な活動に繋げていきます。

(5) 地域における障害者理解の推進

荏田地区・新荏田地区における障害児者と、地域との接点を見出します。障害理解における一般的な啓発活動だけでなく、その地域に住む当事者と向き合うことで、本当の障害理解が進むと考えます。接点をつくり出すために、地域住民と当事者双方の意見を聞きながら、お互いが前向きな理解ができるよう、併設のえだ福祉ホームや、障害者後見的支援室等と連携した事業を実施します。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体や他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域との連携について

各地区のサロンや茶話会には、積極的に職員も参加し、引き続きニーズと状況の把握に努めます。地区内のサロンには地区社協や各自治会町内会のキーパーソンが出席されているため、何か困ったことがあった際には、すぐに相談できる関係を構築します。

地域福祉保健計画の推進においても、各地域団体の主体性を図るために、会長をはじめとした役員は勿論、住民とのコミュニケーションも大事にします。

地区内の関係団体（各自治会町内会、地区社協、地区民児協、保健活動推進員、ヘルスメイト、老人クラブ等）とは、相互に事業や取組、個別支援の相談が実施できるよう、日頃から定例会等にも出席します。

2 区役所との連携について

地域の複雑多様化する課題を支援するうえで、区行政との連携は欠かせません。8050問題を丸ごと支援できるよう、平成31年度から実施している月1回の高齢・障害カンファレンスを継続実施します。

地区別計画の推進においても、地域の想いと支援者の想いが一致できるよう、所管課をはじめとする関係各課との定期的なチーム会議を実施し、方向性を確認しながら推進します。

3 区社協との連携について

区社協とは、同じ地域福祉の専門機関として、共通の地区支援方針が共有できるよう、5職種（生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、主任ケアマネ、保健師、社会福祉士）に、所長を加えた6職種会議（地域支援の方針や現状の確認等）への参加を通じて連携して、地区支援を進めます。

生活支援体制整備事業においては、地区内での取組から区域の活動に展開する際に、1層コーディネーターとも連携しながら進めます。

4 NPO法人や民間企業等との連携について

地域課題や個別課題の解決や、地域福祉を推進する上で、上記で挙げた連携以外にもあらゆる地域資源との連携が必要だと考えます。

NPO法人や民間企業は、対象を絞った独自のノウハウや、福祉には無い視点等を持ち合わせているため、定期的にお互いの情報を交換できる場を設け、連携進めていきます。

5 他地域ケアプラザとの連携

他地域ケアプラザとは区役所や区社会福祉協議会が開催する各部門の連絡会等を通じて連携し、区域の課題解決に向けて、区全体として福祉のまちづくりが推進するよう協力しています。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

1 合築施設 えだ福祉ホームについて

えだ福祉ホームでは、同建物内で、NPO 法人えだ福祉ホームが運営しています。具体的な連携は以下のとおりです。

(1) 障害理解のための啓発事業の実施

障害者の日中の活動場所である福祉ホームの強みと、地域住民が日頃利用されるという地域ケアプラザの強みを活かし、障害者の理解を目的とした啓発事業を共催実施します。

(2) 福祉ホーム・ケアプラザ連絡会

お互いのイベント情報や、施設管理について共有します。(毎月実施)

(3) 合同防災避難訓練

ケアプラザと福祉ホームの共催により、合同防災避難訓練を実施します。(年2回)
実施にあたり、その内1回は荏田地域ケアプラザがある宿自治会の協力を得て自治会員との合同訓練とし、災害時に備えます。

(4) 春・秋のお祭り実施

春と秋に実施しているケアプラザ祭りや、福祉ホーム主催のえだマルシェについて相互に協力して実施します。

(5) 地域行事等の情報提供

ケアプラザで把握した、地域で開催されるサロンやイベントの情報を福祉ホームへ情報提供し、施設と地域の橋渡しをしていきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1 法人の理念

本会の活動理念は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を みんなで作りだす」です。地域におけるつながりづくりや地域福祉活動を支援し、地域住民、関係団体、区社協や行政等との協働により「誰にも居場所や役割があり、支えあえる地域社会」の構築を目指しています。

2 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）について

本会では活動理念の実現に向け「長期ビジョン（2025年度到達目標とした基本方針）」及び「中期計画（長期ビジョンに基づく5年単位の事業計画）」を策定し、5つの重点取組を中心に事業を展開しています。また、第4期横浜市地域福祉保健計画は横浜市役所と本会が共同事務局として策定しており、長期ビジョンや中期計画とも方向性を合わせて推進しています。

3 業務実績について

本会では、市内における地域福祉の推進を目的とする団体として、多様な実績があります。

(1) 小地域福祉活動支援

自治会町内会、民生委員児童委員、地区社協等との協働により、単位自治会町内会圏域や地区域における住民相互のつながりづくり（サロン、子ども食堂等）、見守り活動、助けあい活動の支援を実施。

(2) 区域・市域における重層的な支援体制づくり

市・区社協が連携して小地域から区域・市域における支援体制づくりを展開。
（ボランティア・NPO等と連携した子どもの居場所づくりの推進、社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進、企業と連携した食支援の実施等）

(3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業、法人後見事業の実施、市民後見人養成・活動支援事業、障害者後見的支援制度の受託実施により、高齢者、障害者等の権利擁護を推進。

(4) 指定管理施設の運営

地域ケアプラザ（17施設）、老人福祉センター（5施設）、地区センター（1施設）、ウイリング横浜、横浜あゆみ荘、横浜市社会福祉センター

(5) 災害時対応体制の推進

横浜市災害ボランティアネットワーク会議の運営、被災地支援及び支援の経験を踏まえた横浜市における災害ボランティア支援体制の推進

(6) その他

ウィリング横浜の運営を通じた福祉保健人材の育成、ボランティアセンター運営を通じたボランティア活動の推進、障害者支援センター事業による障害者団体支援等

4 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザの連絡会事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

地域ケアプラザコーディネーター共通研修、新任所長研修を受託実施

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターへの支援(地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化)を実施。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

予算の執行にあたっては、過不足ないように支出経過を見るなど予算管理を徹底し、また必要に応じて予算の補正も適切に行っています。また、平成30年度決算においても計算書類の通り経常増減差額及び当期活動増減差額ともに支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、公認会計士事務所に一部業務を委託し、また同者の指導の下適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財政状況の健全性

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報把握に努めています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、市の施設整備に協力した結果の負担がありますが、特色ある法人活動のものであり、大部分が法人活動そのものから生じたものではありません。そのため、施設運営に影響を与えるものではありませんので、健全な財務状況となっています。

4 安定した経営ができる基盤

本会財務状況は、予算管理を徹底することで、より安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動が行えるよう進めています。

また、本会では平成29年度より会計監査人による監査を行っており、財務・会計等の指導・助言を随時受け、社会福祉法人会計基準を順守した財務活動をおこなっています。その上でより安定的な経営が行えるよう、内部検討は勿論、所管局でもある横浜市健康福祉局との連携も密に行いながら法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を育成し、適切な人員配置を行います。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や法人内部における地域福祉の推進に意欲ある職員の配置を行います。

本会の人材育成計画及びキャリア形成支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしジョブローテーションにより継続的に適切な人材の配置を行います。

また、外部へ向けて職場説明会や交流会を実施し、有資格者の確保に努めていきます。

（非常勤職員は、採用にあたりハローワークへの求人やホームページ掲載、新聞折込広告などにより公募を行います。地域の雇用の場としての認識をもち、できる限り地域の方を採用することにより、地域ケアプラザと地域をつなぐ役割を担ってもらいます。）

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部までの職位ごとの「求められる職員像」や地域ケアプラザの職種別に経歴年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針を踏まえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導を職員ごとに行って人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市と本会が作成した「地域ケアプラザ業務連携指針」や本会独自の以下の指針等に基づき、地域ケアプラザに従事する職員の育成を行っています。これらを定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

(1) 地域ケアプラザ基本指針

(2) 地域ケアプラザ業務指針

(3) 地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携-地域づくり編～（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援体制整備コーディネーター）

(4) 地域ケアプラザ自己評価シート

(5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含め研修計画を作成し、職員一人一人が求められる役割を遂行するために必要な研修を実施し知識・技術の向上に努めます。新人育成リーダーの配置を始め、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくと共に、外部研修にも積極的に参加し、全体的に資質を向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

(1) 実務研修

- ・介護保険基礎研修
- ・地域ケアプラザ職員研修（5職種連携・相談対応研修等）
- ・介護予防支援研修
- ・地域活動交流 コーディネーター研修
- ・2層生活支援 コーディネーター研修
- ・サブコーディネーター・コミュニティースタッフ研修 等

(2) 職場研修

- ・個人情報保護研修
- ・虐待防止研修
- ・ハラスメント研修
- ・感染症対応研修 等

(3) 基幹研修

- ・人権研修
- ・コンプライアンス研修
- ・地域福祉実践力向上研修
- ・階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、主任、管理職員など）
- ・コミュニティソーシャルワーク研修
- ・法人全体研修 等

(4) 課題別研修

- ・苦情解決研修
- ・権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者や障害者の方など様々な市民が利用する施設です。快適・安全に安心して利用していただくために、設備の故障等により利用者に不便をかけることの無いように、区役所と十分な連携をとり施設の維持管理に努めます。また、施設の長寿命化に向け維持保全を計画的に行ってまいります。

1 快適・安全に利用していただくために

日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保持します。また館内に手指用の消毒液を設置して利用者の衛生に配慮します。

施設内の案内図や表示について利用者からの声をもとに、よりわかりやすく見やすくなるよう努めます。

2 法令に基づく施設・設備の管理

建築物、建築設備、電気、消防等の各種法令に基づき保守点検作業を確実に実施します。

3 定期的な保守点検

設備の管理について、日常点検と年間を通じて委託業者の専門職による定期点検を実施し、施設の不具合により利用者に不都合を生じさせない様に、早期発見早期対応を心がけます。

4 今後の修繕計画

- ・エレベーター更新工事
- ・多目的ホール 音響設備の更新
- ・その他、都度必要な小破修繕を行います。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

1 事故防止の取り組み

非常勤職員を含めた職員全員で、ヒヤリハット報告を徹底し、ヒヤリハットを含めた事件事例を共有します。本会では運営施設における事故発生状況について取りまとめ、毎月の法人内施設長会議において情報を共有し、同様の事故が発生しないように注意喚起を行います。

法人内施設長会議での情報は毎月の職員会議の中で各部門職員へも情報共有し、必要な対応等について検討します。

また、事件事故やヒヤリハットには挙がらない、職員の小さな気づきを共有する仕組みとして、「コンプライアンスミーティング」を実施します。

2 緊急時の対応

事故や急病等、緊急時には本会としてその対応の詳細を定めた「事故・ヒヤリハット判断基準及び事故・災害等対応マニュアル」に則り、速やかに区役所等の関係機関へ連絡し、連携を取りながら対応します（例：怪我人が発生した場合、マニュアルのフローチャートに則り受診の必要性について判断、また「事故」「事務ミス」「ヒヤリハット」についても判断し適切に報告・対応します）。

また年2回の防災訓練の中で、AED講習や心肺蘇生法の研修を実施し、有事に備えます。

3 その他

防犯や防災に対して、犯罪や災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。福祉避難所の役割を果たすため、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や研修を計画的に行います。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

区防災計画に基づき、福祉避難所の開設訓練の実施を計画的に開催し、地域の方々とも協力して実施します。

また、発災時を想定して、定期的に参集訓練を実施するほか、福祉避難所としての備蓄の準備や管理を適切に行います。

安否確認の必要なケースについては、日頃から地区社協、地区民生委員の方々と情報共有を行います。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

1 風水害対策

荏田地域ケアプラザは、施設裏手に川が流れており、ハザードマップ上では1～3mの浸水の恐れがあるとされています。そのため、水防計画を作成し、年1回水防訓練を実施します。

2 震災対策

荏田地域ケアプラザ防災計画を作成し、年2回、防災避難訓練を行います。訓練については併設のえだ福祉ホームと合同で行います。また、うち1回については、自治会町内会や消防署の協力を得ながら実施します。

3 平時の備え

職員連絡網や法人内の管理職連絡網を整備し有事の際、情報伝達の仕組みを構築しています。また、担当地区で取り組まれている日頃の見守り活動について、活動や立ち上げ支援を行っていきます。地域の定期的な会議に参加し、必要な支援を積極的に把握します。地域包括支援センターで把握した個別ケースや、介護保険事業者等のサービス提供から把握した支援が必要な方を地域の見守りの取組につなげます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけるとともに、介護保険サービス事業者等に対しても公正中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じない様、介護保険情報冊子ハートページ等のツールも利用しながら、情報提供します。

施設利用については、特に部屋予約に関してより公平に対応できるよう、会場利用団体連絡会等において広く意見を伺い、必要に応じて予約方法を改善するなど利用者のために柔軟に対応します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

区の利用者アンケートに加え、法人独自の利用者アンケート（毎年実施）やご意見箱の設置、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から意見を収集し、改善に繋げます。要望や苦情は業務改善の機会と捉え、部門会議等で検討し、改善シートを作成し館内にその内容を掲示し、改善に取り組めます。

職員が地域に出た際や個別ケースの訪問時でも、地域住民や利用者の声を聞き取り、ご意見や要望苦情等があれば、記録に残し、職場で今後の対応を検討します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「個人情報取扱マニュアル」により、適切に個人情報を管理・使用します。法人の運営状況について、本会ホームページにて公開している他、事業計画や事業報告の冊子を窓口を設置する等、積極的に情報公開へ取り組みます。

個人情報を持ち出す場合には、個人情報持ち出し簿を用いて、持ち出す物をダブルチェックし、帰社した後もダブルチェックを実施し、個人情報の流出を防ぎます。さらに、FAX での個人情報の送付は原則行わず、郵送や手渡しを徹底し、リスクを減らします。

本会主催のLGBT・ハラスメント研修などの人権研修へ定期的に参加し、当事者の状況や背景を受け止め、全職員の意識啓発を進め、多様性を認め合う社会づくりを目指します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

ごみの少量化・分別・リサイクルへの取組(ヨコハマ3R夢)を進めるため、ごみ自体を減らすとともに、ごみを排出する場合は適切に分別を行い、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応(横浜市地球温暖化対策実行計画の推進)として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度を基本として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。但し、近年の猛暑に合わせて、適温を設定します。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市内中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、市内中小企業への優先発注を意識した取扱いを行います。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会において、その対象となる業者を選定しています。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいますが、本施設においても物品調達の際は、エリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進めています。本施設の運営においても、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率を達成（令和元年 6 月現在 3.42%）しておりますが、今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指し、全会全所属における雇用推進に取り組んでおります。就労支援センター等とも連携し、各施設における障害者雇用推進に取り組んでいます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方針、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 稼働率向上に向けた情報提供について

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、各部屋の特徴や設備・貸出物品などを一覧表にしたものを窓口に設置し、ホームページやブログで紹介する等、情報提供を行い利用者数の増加を目指します。

また、地域包括支援センター、地域活動交流や、相談や生活支援体制整備事業、居宅介護、通所介護部門それぞれが地域の方に活用していただけるよう、情報提供にあたり様々な媒体（広報紙、ブログ、チラシ）を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。

2 部屋利用の支援について

ケアプラザでは介護予防や交流を目的として講座などの自主事業を予定していますが、自主事業開催時から、事業終了後のサークル化を支援し、利用しやすい時間帯の情報を提供するなど、施設稼働率の向上に取り組めます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する相談等について情報提供の取組の考え方、提供手法について記載してください。

「断らない相談支援」を目指し、幅広く寄せられる相談に対応するとともに、日頃から区役所や関係機関と連携を図り、情報提供を速やかに行います。また地域の状況をアセスメントし、特徴やニーズを整理・把握するとともに、様々な分野の相談者に対しても適切に対応します。

1 地域に最も身近な相談窓口として

高齢者、子ども、障害児者、生活困窮者、引きこもり等、相談者の状況や抱えている問題に関わらず、まずは受け止め相談者の主訴を理解します。介護に関する相談は地域包括支援センターが対応するとともに、内容に応じて適切な相談窓口へ引き継ぎ、課題の解決へとつなげます。

2 困難ケースへの対応

高齢の親と引きこもりがちな壮年の子ども、ごみが片付けられない一人暮らし高齢者など困難なケースも増えてきています。それらに対しても地域包括支援センターを中心に関わり、世帯との信頼関係を構築します。介護保険制度での対応や、地域のボランティアグループや民生委員児童委員等の担い手とともに支えたり、地域ケアプラザの自主事業へつなげるなど、あらゆるつながりを活かして対応します。

自らSOSを発信できない方については、民生委員児童委員やつながりのある近隣の方を通じてコンタクトを取り、必要に応じて訪問するなど、その方の状況に応じて柔軟に対応します。

3 自主事業や地域の中で

子育てを対象とした事業（えだびよ等）の中で気になる親子については、担い手の方に様子を確認していただくとともに、必要に応じて子育て支援者や区役所へ橋渡しをしたり、虐待が疑われる場合は区役所や関係機関と情報共有しながら適切に対応します。

地域活動交流部門が行っている茶話会などの事業の中で心配な方を把握した場合には、地域包括支援センターにつなげます。

4 個別から地域へ

個別相談で把握される様々な課題は、地域包括支援センターで開催する「地域ケア会議」等を通じて民生委員児童委員をはじめとした地域の担い手や関係機関で共有、今後の対応方針や解決策について検討します。

地域で必要とされる取り組みについては、地域福祉保健計画で取り組むべき課題として地域活動交流・生活支援コーディネーターから地域福祉保健計画地区別会議等へ提案し検討、実践につなげます。

5 相談窓口の周知

地域ケアプラザ自主事業のほか、地域の高齢者サロンや子育てサロン、高齢者体操教室等の利用者に対して、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターが連携して相談窓口の周知を行います。また、広報紙やチラシ、インターネットを活用することで、様々な分野の相談者に対しての情報提供を行います。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営する上で、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携は重要であると考えます。日頃からの顔の見える関係作りに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

1 5職種＋所長の6職種連携による地域支援

5職種（生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、主任ケアマネ、保健師、社会福祉士）に加え、所長を含めた6職種で効率的に地域行事等の参加を含めた地域支援を分担します。

月に1回程度、6職種会議を実施し、地域やケースの情報共有、支援方針の共有検討を進めます。6職種会議には、区社協や区行政にも声を掛け、他機関との顔の見える関係づくりにも努めます。

2 多職種連携による事業展開

自主事業をする際には、部門を超えて企画・協働して実施することで、複数の視点（介護予防、ボランティア育成、住民同士の交流、権利擁護等）から効果的に事業を運営します。

3 子育て支援施設との連携

荏田地区においては、荏田コミュニティハウス、親と子のつどいの広場「びよびよ」等、子どもや親子で利用できる施設があるため、双方へ出向き、子育て事業の周知を行う等広報を工夫します。また、施設間および子育て支援者の情報共有の場を定期的に設けて、顔の見える関係づくりと、地域の子育て状況の共有をすすめ、支援に活かします。

4 障害者関係施設との連携

荏田地域ケアプラザ併設のえだ福祉ホームとの連携はもとより、障害者後見的支援室「ほっぷ」や区の高齢・障害支援課との定期的なカンファレンスを実施します。多機関が関わることで、高齢者が抱える課題だけでなく、8050問題で障害のある子どもとその親とで暮らしている家族を丸ごと支援し、ケース等の動きを多機関で共有するとともに有効なアプローチができるよう、支援方針や対応方法を継続検討します。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有の方法など、ネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域には様々な強み・役割を持った団体や、関連機関があります。専門機関とのネットワーク構築に加え、地域に根差した地域の団体（自治会町内会、民児協、保健活動推進員、老人クラブ、ヘルスメイト）と連携することで、介護保険制度等をはじめとする公的な支援と住民活動による支援を組み合わせ、切れ目のない支援が実施できると考えます。ネットワークを活かし、必要な地域活動を地域とともに考え、組織化や活性化（つながりづくり、担い手の育成、新規事業）を支援、協働します。

1 顔の見える関係づくり

ネットワークの構築において、「顔の見える関係づくり」は不可欠です。自治会町内会、民児協・保健活動推進員、老人クラブ、ヘルスメイト等、地域関連団体の会議や行事に定期的に参加し、ケアプラザの役割を伝えることで、気軽に相談しあえる関係づくりを目指します。

2 必要な場面への参加の呼びかけ

地域ケア会議等、地域の個別ケースや地域支援に関わる会議やカンファレンスを実施する必要がありますが、地元の交番（警察官）や消防等、必要に応じて参加を呼びかけ、参加していただきます。特に青葉区では、消費者被害や特殊詐欺の金額も多くなっているため、警察との連携は欠かせません。

3 地域に根差した商店や事業所等との連携

地域には大小さまざまな商店や事業所等があります。主業務が福祉ではない民間の力と繋がるため、荏田お困り事ネットワーク（民間企業との高齢者の見守りの会）を継続実施します。事業スペースの提供や、日常的な見守りの目等、民間事業所の力と繋がることで、地域課題（移動や居場所づくり、広報啓発等）の解決に取り組みます。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区政運営方針「住みつづけたい・住みたいまち 青葉」の実現のため、区役所との連携・協働を進め、地域課題の解決に向けて、個別課題に係る情報提供等、ケアプラザならではの役割を果たします。

具体的な連携場面として、地区別計画推進に係る地区支援チーム会議（年4回程度×2地区）、地区別計画推進会議（年2～3回×2地区）、合同障害カンファレンス（月1回×12回）の他、日頃の個別ケースに係る相談も随時行います。

また、区役所主催の会議・研修にも積極的に参加・出席し、ケアプラザが把握した地域課題や情報を発信し、ケアプラザの役割を果たします。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第4期荏田地区・新荏田地区地域福祉保健計画における地区別計画の地区支援チームの一員として、区役所・区社協とともに、計画の推進に積極的に取り組みます。

地域ケアプラザは、最も地域に近い福祉施設としての位置づけを意識して、地域支援部門の5職種に所長も含めた6職種で、地域情報の収集とケアプラザの機能を活かした支援を継続します。また、受け止めた情報は、地区支援チームの会議などで共有すると共に、解決や地域への協力につなげます。

1 荏田地区

荏田地区では、地区別計画の推進について、年2回の推進会議を開催し、各自治会町内会や地区民児協、地区社協を中心に取組報告、今後の方向性の検討・共有を行います。また、推進会議の分科会として荏田地区協議体（エンジョイ 荏田塾 たけのこクラブ）を立ち上げており、地区の課題に応じた具体的取組（支援が必要な高齢者の見守り、必要な人に必要な情報を届ける広報、日常生活支援のちよこっとボランティア）を行います。

荏田地域ケアプラザは、推進会議の事務局の一員として、地域に一番身近な施設という長所を活かし、地域の率直な想いが聴けるように、事前にキーパーソンと打合せを行う等、丁寧に進めます。

2 新荏田地区

新荏田地区では、地区別計画の推進について、年2回程度の推進会議の他、キーパーソン会議、推進の中心である両会長（連合自治会長、地区社協会長）と打合せを行いながら、丁寧に進めています。新荏田地区では「推進会議が会議で終わってしまって勿体ない」という両会長の言葉から、一つでも具体的な取組につながるように支援を行っています。

引き続き、地区別計画の行動目標から、無理のない範囲での具体的取組に繋がるように、各種会議では参加者からの意見や想いを引き出すために、事前の打ち合わせを密に行い、丁寧に進めます。また、第4期地区別計画が具体的活動につながるように支援します。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

自主事業を通じ、高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

自主企画事業については、ケアプラザが主催で地域や個別の課題に応じた取組を実施することができる強みがあると考えます。参加者の主体性を大切にしながら、自主活動化への支援についても積極的に取り組みます。

1 高齢者対象の事業

ケアプラザを交流の居場所とした、「茶話会」を毎月実施します。参加者の中から、運営サポーターを集い、当事者ならではの企画実施等を支援します。

また、高齢者の見守りを兼ねた「配食 えだ家」を引き続き事務局として支援します。ボランティアのモチベーションの維持の為、調理員と利用者の顔の見える関係づくりを目的とした「お食事会」の提案等、必要な取組を支援します。

地域ではポッチャ活動が少しずつ盛り上がってきているため、ポッチャグループの立ち上げを目指した事業を実施し、ポッチャを通じた地域交流の場を目指します。

2 子ども対象の事業

0歳児～2歳児とその両親を対象にした、居場所づくりとして「えだびよ」を毎月開催します。開催にあたり、地区社協へ子育てサポーターの協力を要請し、子どもの見守りや、子育て相談者として活躍していただきます。居場所としての役割だけでなく、育児に対する悩みや子育て期ならではの悩みや知りたいことを支援するため、「えだびよ」内で様々な講座等も実施します（子育てに関するお金の話、おむつの外し方講座等）

子どもの孤食防止や夜間貸館の有効活用、子どもの居場所づくりのため、地域の子育て支援機関や団体と共に子ども食堂を実施します。

3 障害児者対象の事業

障害児者を対象とした事業については、荏田小学校個別支援級の先生や、隣接する「えだ福祉ホーム」から、地域に求められている障害事業を聞き取りながら、事業を企画します。事業実施にあたっては、地域住民へ担い手としての協力も依頼し、地域の障害児者と地域住民との接点を持つるように工夫します。

4 その他の事業

「親子で習い事講座」や「お餅つき」等、多世代を対象とした自主事業を行い、比較的若いうちから地域活動に興味を持ってもらえるよう、企画実施します。企画実施にあたっては、地域活動交流コーディネーターだけでなく、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターとも共催で実施し、世代や対象に応じた企画になるよう工夫します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況の提供を行うとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会（ご意見箱、利用者アンケートの実施等）を定期的実施し、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを目指します。

また、地域のサロン等の活動に応じて、福祉保健活動団体が活躍する場を調整するなど、ケアプラザのネットワークを活かして、活動する場の開拓にも努めます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画 地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材・活動の発掘・育成を進めます。把握した個別ニーズから、ケアプラザのネットワークを活かしてボランティア活動に繋げます。

1 新規ボランティアの発掘・育成

これまで地域の福祉保健活動に参加したことがない方に対して、情報の提供やボランティア講座を実施することで、参加のきっかけ作りを行うなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

2 既存ボランティアのフォロー

ボランティア登録簿は定期的に更新を行い、活動に繋がっていないボランティアに活動を提案する等、継続的に関わります。ボランティア活動については、次世代の担い手の不足という課題があるため、ボランティア講座の開催や、既存の活動の見学会や体験会等の実施を支援し、担い手の増員を目指します。

3 新世代のボランティア育成

地域の親子にも着目し、親子ボランティアの登録を目指します。既に親子で個人宅の草むしり活動を始めていますが、親子にとっても、依頼者にとっても良い効果が出ていると感じています。親子のボランティア登録増を目指し、親子ボランティアのグループ化を目指します。

4 区ボランティアセンターとの連携

ボランティアの活動支援や相談に対して、区社協のボランティアセンターと連携し対応します。ボランティア講座にあたっては、ボランティアセンターと連携し、そのノウハウを講座へ活かします。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供の方法などについて具体的に記載してください。

地区社協、民児協、保健活動推進員などの定期的会合や地域サロン、茶話会等に積極的に参加します。参加するだけでなく、ケアプラザで把握している情報を発信します。参加後は、得た情報などを地域支援記録に整理し、職員間（必要に応じて関係機関）での情報共有を行い課題把握に努めます。

また、地域アセスメントシートを定期的に更新し、アセスメントシートから見えてくる課題に対して解決に向けた取組を行います。

貸館利用団体懇談会や子育てネットワーク連絡会の開催により、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場として活用するとともに、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

1 積極的な地域への関わり

地区内で行われている様々な福祉保健活動や、定例会等に積極的に出席し、地域の声を直接聞ける場面を多く持ちます。

2 地区支援記録の活用

地区支援記録を6職種会議で共有します。地域場で把握した情報を地域包括支援センターで把握している個別ニーズと比較する等、分析を行った上で、地区支援方針を検討します。

3 地域包括支援センターとの情報共有

地域包括支援センターのカンファレンスに生活支援コーディネーターも出席し、高齢者個人や高齢者世帯の現状や、課題を把握します。

また、地域包括支援センターで受けた総合相談の分析を共同で行い、地区の傾向を把握します。

4 データの活用

市・区役所から発信されている統計データを地区ごとに分析し、生活ニーズを把握します。

データについては、専門職で共有するだけでなく、地域にも可能な限り開示しながら、地域と共に現状を把握していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

1 「多様な主体による社会資源」の把握・分析

地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業を含む6職種が連携して単位自治会町内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析をすすめ、地域ごとの特徴や傾向を明らかにし、区社協の地区担当者と地区の地域活動支援の状況、取組・支援方針について情報の共有をしていきます。

2 荏田お困りごとネットワーク

荏田地区協議体の具体的取組のひとつとして、「荏田」を中心とした民間企業や社会福祉法人、薬局や新聞店等が参画している「荏田お困り事ネットワーク」を継続実施します。

ネットワークの定例会議を実施し、各企業等の強みを確認し、福祉保健活動との連携を模索します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

地域情報の整理、課題の把握、地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域の皆様と主体的な取組に繋がるよう協議体を位置付け、運営していきます。活動の範囲は、単位自治会町内会、また、より小さな単位での協議の場を増やしていきます。

1 荏田地区

具体的な協議の場として、荏田地区における協議体（エンジョイ荏田塾たけのこクラブ）、荏田北二丁目自治会「見守りの会」の2か所があります。これらの協議の場を中心に、地域住民、地域ケアプラザが把握した現状、ニーズの共有、また、ニーズに基づく具体的な取組みについて、継続的に検討、実施していきます。

2 新荏田地区

新荏田地区では地区別計画の推進において、計画に基づいた、より具体的な取組みを地域住民と共に検討していきます。今後、分科会として協議の場の設定も出ているため、その場で目指すべき地域像の共有や、具体的取組の検討をしていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

1 地域活動・サービスの創出に向けた風土づくり

地域の活動・サービスの創出については、地域の現状や課題に合わせた活動が必要です。地域で必要とされる活動を創出するために、各関係団体の定例会や、地区別計画推進会議、地域ケア会議、協議体の場で、地域課題や個別課題の共有・見える化を行い、新たな資源創出に向けた風土づくりを行います。

2 課題や現状に対応する活動・サービスの創出

担当地区では山坂が多く、高齢化に伴い、今まで出かけられていた場に出かけられなくなったりと、公共交通機関に恵まれた環境ではないため、移動に課題が残ります。移動の手段を検討・創出することは勿論ですが、ご自身の身体機能を維持するための介護予防を目的とした居場所の創出にも力を入れていきます。

また、身近な場所に公共施設がない地域もあるため、身近な場所として民間企業の店舗等の活用や、個人宅を開放するいわゆる「住み聞き」のサロン活動などを創出します。

3 活動・サービスの継続・発展に向けた支援

既存の活動・サービスが抱える課題等を積極的に把握し、適切な支援を行います。次世代の担い手不足に関する声が多いため、ボランティア講座を開催したり、広報・周知に力を入れます。広報・周知については、新聞店や商店等が配布・協力に前向きであるため、依頼を実施していきます。

また福祉保健分野以外のサービス提供、支援・活動等を行う企業、関係機関、団体等についても、福祉保健への関心を向けるような働きかけを行うとともに地域の活動等につなげ、活動の幅を広げる支援を行っていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 総合相談の把握から支援へ

担当地区では、ケアプラザが「身近な相談場所」としての認識は広がっており、ご本人やご家族の他、近隣住民や自治会町内会長、民生委員児童委員からの相談も多くある現状です。引き続き寄せられる相談に対応するとともに、ケアプラザは担当地区の端にあるため、相談を待つだけでなく、積極的に出向いてアウトリーチを行います。

把握した相談内容については、適切な公的サービスや区役所に繋ぎ支援を実施するほか、地域の福祉保健活動団体・機関と連携し、住み慣れた地域で、その人らしい生活が継続できるよう、居場所の創出、見守り等、地域が丸となって支えられる仕組みづくりに努めます。

2 一人ひとりの住み慣れた地域での生活の継続

一人ひとりが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるには、隣近所の見守りや支えあいが必要です。

「見守り・支えあい」が必要なケースについては、地域ケア会議等を活用し、一人ひとりが「見守り・支えあい」に対して何ができるか等、小さな単位で個人を見守り、支えあう方法を検討します。

介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう、地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

担当地区で寄せられる相談の約半数は、認知症に関する相談です。認知症になっても、その人の意思が尊重され、できる限り住み慣れたよい環境の中で、暮らし続けることができ、認知症の正しい理解が地域に得られるよう、取組を行います。

1 認知症サポーター養成講座と講座後のフォロー

認知症を正しく理解するひとつのきっかけとして認知症サポーター養成講座を定期的を実施します。荏田小学校4年生を対象に毎年講座を実施していますが、今後も継続実施します。

また、生活圏域における企業や商店等も、認知症の見守りについては有効だと考えています。生活支援体制整備事業での協議体取組の「荏田お困り事ネットワーク」に登録されている企業・商店を中心に、積極的に声を掛け、通常業務の延長として見守りができるよう支援します。

2 当事者の現状を知る機会の創出

認知症サポーター養成講座での基礎理解に加え、当事者の生活や状況を知ることで、より理解が深まると感じています。そのため、本人やご家族の同意の上で当事者にも地域ケア会議に参加していただいたり、当事者から直接話を聴ける講座等の機会を設けたりしながら、認知症理解を進めます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地区の高齢化に伴い、高齢者虐待・消費者被害の未然防止や、早期発見及び適切な対応が求められています。また、認知症高齢者の増加により、自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守る必要があります。

1 高齢者虐待の未然防止・早期発見

高齢者虐待の多くは、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）からの相談で発見されます。居宅介護支援事業所が早期発見と適切な支援が行えるよう、研修等を実施し、早期発見につながる視点や、随時相談できる体制をつくります。また、薬局やスーパー、新聞店などの民間企業とのネットワーク（＝協議体）を生かし、地域の見守りから、早期発見、随時相談ができるよう努めます。

2 成年後見制度の普及・啓発

認知症高齢者や単身者の増加により、成年後見制度の必要性は高まっています。意思決定ができる若い世代から、制度を知り、「いざ」という時に備えるため、「わたしノート（青葉区版 エンディングノート）」講座等とも組み合わせながら、多世代に普及・啓発活動を実施します。

3 消費者被害の未然防止

青葉区では、神奈川県下でも詐欺被害の額が大きい地域です。地域で高齢者が集う茶話会、サロン、老人クラブの行事等で、最新の詐欺手口を伝え未然防止に努めます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務における高齢者の支援体制や医療関係者との協力体制、介護関係者の相談支援、医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントを、どのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャーと地域をつなぐための支援を行い、ケアマネジャーが高齢者の生活全体を丸ごと、どのような状態になっても、切れ目なく支えることができるよう、支援を行います。

(1) 地区ケアマネジャーへの支援

ケアマネジャーが医療関係者とスムーズな連携ができるよう、2か月に1度カンファレンスを開催し、知識の習得および密な関係づくりを支援します。(CM向け包括カンファレンス)

新任、中堅、主任ケアマネジャーを問わず、誰もが気軽に集える場(ケアマネカフェ)を提供し、交流・情報収集ができる場をつくります。また、ケアマネカフェ内で新任、中堅、ベテラン各層向け研修を実施します。

(2) 地域とのネットワーク構築

6職種で協力しながら、単位自治会町内会ごとの地域アセスメントを作成、共有・都度更新をおこない、現状の把握に努めます。また、民児協の定例会や地域の茶話会への出席を通して、地域とのネットワーク構築に努めます。

(3) 高齢分野以外とのつながり

障害関係機関や生活困窮支援機関との関係強化を図るため、定期的にカンファレンスを実施します。

2 在宅医療・介護連携推進事業

個別課題や地域課題の解決に向けて、医療機関と介護事業所等が、日常の中で必要な情報や各々が抱える問題・課題等を互いに円滑に共有し、一体的な支援・サービスを行うことができるネットワーク・連携体制を構築します。

(1) 地域の医療機関との連携強化

荏田エリアに所在する、在宅医療拠点、横浜新都市脳神経外科病院、江田記念病院との連携強化を図るべく、3回セットのカンファレンスを実施、協働してケアマネジャーを支援します。

医療包括連携チーム・顔見え会議・ねっとわーく青葉といった多職種参加会議へ出席し、情報共有・連携をはかり、関係部署と協働していきます。青葉区医師会、在宅医療拠点などと協力し、地域向けの医療講座を実施します。

(2) 各事業所等とのネットワーク構築

ケアマネジャー、訪問介護など各種連絡会の出席や支援を通して情報交換・ネットワークの構築に努めます。必要に応じ共催して研修等を企画実施します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

適切な支援に繋がっていない高齢者に対し、公的サービスや地域資源が活用されて、適切に支援が行えるよう個別の地域ケア会議を実施します。地域ケア会議では、当事者やご家族が出席することで、周囲の受け止め方や、その後の対応が積極的なものになることを感じています。そのため、可能な限り課題を抱える当事者やご家族にも出席していただき、参加者にとっても他人事ではなく、自分事として受け止めてもらい、具体的な支援に繋がる地域ケア会議を実施します。

個別の地域ケア会議を重ねることで見えてくる地域共通の課題について、民生委員児童委員をはじめとした地域の担い手や医療関係者、介護保険事業所、区役所、区社会福祉協議会等で検討し、「個」を支える仕組みづくりや、資源の創出につなげます。

カ 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行うネットワークを構築します。

1 各機関との連携強化

医療包括連携チーム・顔見え会議・ねっとわーく青葉といった多職種参加会議へ出席し、情報共有・連携をはかり、関係部署と研修共催など協働していきます。

2 社会資源活用の普及啓発

制度・サービスでは、切れ目ない支援には限界があるため、あらゆる資源の活用が必要です。生活支援ボランティア等をはじめとする社会資源が地域で活用されるよう、生活支援コーディネーターと協働して研修や勉強会等を通して普及啓発をしていきます。生活支援ボランティア等が地域で活躍し、必要な方に支援が届くよう、生活支援コーディネーターと協働して研修や勉強会、他業務上にて地道に普及啓発をしていきます。

(5) 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

標記事業に位置付けられるケアプラン作成については、地域活動等の社会資源の活用も意識し、できる限り本人の力を引き出し、状態の維持や中重度化防止が図れるような支援内容を目指します。

1 事業実施に係る人員確保・育成

介護予防支援事業所として、非常勤職員（介護予防支援プランナー）を雇用します。地域包括支援センター職員と介護予防支援プランナーと定期的なミーティングを行い、ケース検討も実施します。ICFの視点を取り入れた予防プラン研修など、人材育成計画に基づいたプランナーの資質向上に向けた研修を定期的実施します。

2 指定居宅介護支援事業所への業務委託選定と支援について

公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。委託ケースについては、サービス担当者会議に積極的に参加し、必要な助言と情報提供を行います。

ケアプラン作成については、地域で行われる活動（インフォーマルサービス）への参加もプランに加えることで、住み慣れた地域全体でその方の介護予防が進められることを意識したプラン作りがなされるよう心がけ、委託先にも意識してもらえよう支援します。

(6) 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 身近な場所での介護予防活動

地域の住民が、楽しみながら介護予防や健康づくりに取り組めるように、ニーズや地域課題に合った介護予防講座（ストレッチ講座、筋トレ講座、エアロビクス講座、吹き矢講座等）を企画します。体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室等を企画・運営することで、介護予防に対する意識づけや取り組みきっかけづくりを進めます。

講座や教室については、ケアプラザに遠い住民にも参加できるよう、各自治会町内会館や公園等の開催を実施します。

また、講座や事業の終了後には、講座を開催していた場所が健康づくりの拠点となるように、介護予防のサークル活動等、自主活動につなげます。活動後も継続的に関わりをもち、ボランティアなどの地域活動への参加につながるよう努めます。

2 対象年齢を拡大した介護予防

介護予防は若い世代からの生活習慣病予防が大切になり、健康づくりの意識づけが必要となるため、若い世代を対象にした事業も企画します。

3 介護予防活動の人材育成

地域で介護予防を普及啓発できるような、介護予防活動のリーダーや体操ボランティアなどの人材発掘や育成支援にも取り組みます。

4 横浜市事業の推進

横浜市が『健康長寿日本一』を目指した取組として実施している「よこはまウォーキングポイント事業」「よこはまシニア ボランティアポイント」等のよこはま健康スタイル推進事業について周知し健康増進を進めていきます。

(7) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うと同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

また、介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

区や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図ります。特に指定介護予防支援事業者が同施設内にある利点を活かし、利用者の状態にかかわらず切れ目のない支援ができるよう連携していきます。また、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を地域包括支援センターや区役所、区社会福祉協議会に発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し地域課題の解決に取り組みます。

4 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

法人内研修：事例検討研修、課題整理総括表研修等

所内研修：施設見学・アセスメント・対人援助技術研修等

(8) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用されるお一人お一人の生き方を大切に、その人らしく生き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族に対しては単なるサービス提供の場ではなく、安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

1 日常生活を意識した自立支援の取組

デイサービスから帰宅したのち、自宅でも同じように生活が続けられるように、利用者の日常生活から”取り上げない介護”を意識し、住み慣れた自宅で生活が営めることを意識した取組を実施します。

2 心身共に元気になれる取組

地域の慰問ボランティアや、学生を積極的に受け入れ、季節に合わせたプログラムや音楽プログラム、運動プログラム、ポッチャ、スペシャルイベント等を通して、地域との交流や季節感を感じることができるデイサービスを実施します。自立支援を念頭に、楽しみがある時間を創出し、ご利用者一人ひとりに良い刺激を与え、心身ともに元気になれるような取組を実施します

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門は、当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部門として相談や事業を実施します。各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、経験と知識のある職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に、講座の材料費相当分など受益者負担も適正に徴収することとして、費用を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業の見直しを行って予算の範囲内で実行できるよう努めます。

3 事務費

特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。光熱水費は引き続き省エネを徹底することで費用の増額は見込まずに積算しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用、清掃費用は不足することがないように、前指定管理期間中の金額を基本に積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1. 利用料金の収支の活用について

経験豊富な職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

また、上記の充当後の収支差額（収益）を、地域活動の推進に取り組む財源として活用することを検討します。

2. 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的な運営費の執行に努めます。また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の節減に努めていきます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して費用の縮減に努めます。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費の縮減に努めます。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費の縮減を図ります。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを軽減します。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

1 ケアプラザを活用した地域交流の場

(1) 茶話会

毎月第3金曜日に、介護予防の視点から独居高齢者や高齢者世帯を対象に実施しています。実施運営については、地域のボランティアの協力を得ており、企画から当日の運営に至るまで、協力しながら実施しています。（参考）H30年：12回 358名 H29年：11回 315名



(2) えだびよ



子育て中の親子が交流できる場所として、「えだびよ」を毎月第4金曜日に実施しています。運営については、荏田地区社協からの見守りボランティアの協力を得ています。令和元年度には、参加者の関わりの中から把握した「おむつ外し」の悩みを解決するため、荏田保育園の先生をお呼びして「おむつ外し講座」を実施したり、子育て中の親が気になる「教育資金積み立てのコツ（アクサ生命協力）」を実施したりしながら、子育て世帯を応援する取組を行いました。

（参考）H30年度：37回 457人（7月～9月は毎週） H29年度：12回 232名

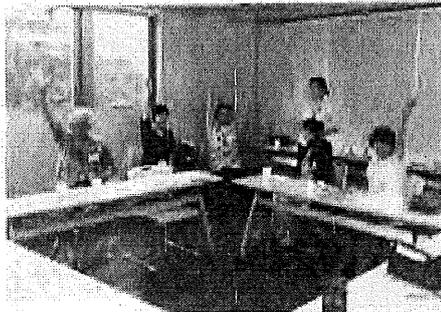
2 配食ボランティア えだ家

見守りが必要な高齢者への支援のひとつとして、毎週木曜の夕飯弁当を手作りし、配達しています。平成28年から令和元年1月まで計5089食を提供しています。令和元年には調理メンバーと利用者の顔合わせの機会として、えだ家お食事会を実施しています。



3 身近な地域の居場所づくり

江田駅近くには、集まれる場所が無いとの地域の声から、江田記念病院のエントランスをお借りして、「駅前立ち寄りサロン」を立ち上げました。立ち上げた翌年には、荏田コミュニティ



ハウスが完成し、現在では荏田コミュニティハウスで毎月第1・3月曜日に実施しています。立ち上げ時には荏田地域ケアプラザが主催として実施してきましたが、徐々に運営を荏田地区社協に移行し、現在では荏田地区社協の1つの事業としての実施となっています。

4 介護予防の取組

健康寿命の延伸を目指し、ケアプラザを拠点として各種の体操・運動・栄養講座を行いました。(笑いヨガ、きらめきウォーク、元気づくりステーション【健康麻雀】、ボイストレーニング講座、65歳からの若返り体操講座、等)。すべての講座が、講座終了後にも自主活動団体として、ケアプラザへ活動登録を行い、参加者が主体となって取組が継続されています。

5 荏田地区協議体 「エンジョイ えだ塾 たけのこクラブ (略称: EETC)」の立ち上げ

平成28年度より、地域の課題を共有し、解決の為の企画立案を実施する会として、荏田地区協議体「エンジョイ えだ塾 たけのこクラブ」を立ち上げました。地域福祉保健計画の地区別計画会議から出たテーマ「見守り」「広報」「ちょこっとボランティア」を中心に、さまざまな活動を展開しています。

(1) 見守り ～荏田お困り事ネットワーク～

地域の商店や企業のネットワークで、「お困り事を抱える高齢者」を早期発見・手助けできるよう、地域の個人・商店・企業が19社が登録し、高齢者の見守りの為の情報共有や、勉強会を実施しています。登録企業にはステッカーを配布し、わかるようにしています。

(2) 広報 ～地域愛着を目指して～

地域を知っていただくことで、地域活動に関心を持っていただき、地域活動デビューを後押しすることを目的に「歴史講座」を開催しています。荏田の魅力の1つである「歴史」をテーマに、地元の講師等を招きながら、各種講座を実施してきました。単なる講座に留まることがないように、令和元年度からは、内容を「講座とサロン」を組み合わせた内容として、住民同士の交流が図れるように工夫しながら実施しています。

(3) ちょこっとボランティア

地域の高齢者等を対象に、日常生活の「ちょっと困った」の手助けとして、地域住民による「ちょこっとボランティア」活動を実施しています。高齢者宅の草むしりを中心に活動しており、他にもお風呂の天井掃除や花の植え替え、カーテン洗濯等、できる範囲でのお手伝いを実施しています。令和元年には、親子ボランティアの登録もあり、新たな担い手に加わっています。



6 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

(1) 認知症サポーター養成講座

平成28年～令和元年12月までに計18回、574名に向けて認知症サポーター養成講座を行いました。(実施した主な対象: 江田記念病院、横浜調剤薬局、田園江田教会、荏田小、山内小、山内中、ハーモス荏田店、城南信用金庫荏田支店、獅子丸荏田店、横浜銀行あざみ野支店、等々)

(2) 認知症講演会の実施

認知症の妻を介護されている方をお招きし、介護体験記を語っていただきました。当事者の生の声を聴けるということで、多くの方にお集まりいただくことができ、認知症の理解が進んだと感じています。

(3) 地域ケア会議の活用

地域ケア会議で取り上げたケースについては、いずれのケースも“認知症”高齢者に関わるものでした。会議には、直接介護に携わるご家族や近隣の住民等にご出席いただき、当事者の想いをお話いただくことで、「孤立させない地域」を意識していただくことができました。

7 小地域活動の推進

(1) 荏田北2丁目自治会における「見守りの会」立ち上げに向けて

荏田地区の中でも高齢化が30%を超えている荏田北2丁目自治会で、「支えあいマップ」を実施しました。住民のみなさまとの話を重ね、継続的な見守り活動を進めるため「見守りの会」の立ち上げに向けて、支援しています。令和2年の春から、具体的に心配な高齢者の見守りを定期的に行う予定です。

(2) 地域福祉保健計画の推進

荏田地区、新荏田地区での地域福祉保健計画を事務局の一員として「具体的な成果」を目指し、支援しています。

荏田地区では、春と秋のウォーキング大会、夏休みのラジオ体操、荏田地区の行事が一目でわかる「えだまち暦」を地域住民と一緒に作成しています。また、荏田地区福祉保健計画の分科会として「エンジョイ 荏田塾 たけのこクラブ」を立ち上げ、地域の願いや困り事を解決する仕組みを検討しています（再掲）

新荏田地区では、推進会議が会議体だけで終わるのではなく、具体的な活等に繋がるよう、自治会町内会長、地区社協会長を中心に、想いを形にする支援を行ってきました。今春には、地域の防災・防犯運動の一つとして、「新荏田 あいさつ運動」を実施する予定です。

(3) 地区担当制と地区アセスメントシートの作成

地区支援を効果的に行うため、単位自治会町内毎に地区担当制を設け、自治会町内会毎のアセスメントシートを作成し（高齢化率、社会資源の情報、キーパーソンの情報等）、地区支援方針を共有しながら、地域支援を進めています。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

前期（平成 28 年度～平成 30 年度）における常勤職員の充足率は、3 年間平均で 96.66%となり、評価基準である 97.25%を下回っています。第 4 期指定期間内には 100%の雇用が実現できるよう、法人としての採用活動を強化します。

（参考）平成 28 年度～平成 30 年度までの指定管理部門 常勤職員充足率

	H28年度 充足率	H29年度 充足率	H30年度 充足率	3年間合計 充足率
地域活動交流	100%	92%	100%	97.26%
生活支援	100%	100%	100%	100%
主任ケアマネジャー	58.20%	100%	100%	86%
保健師職	100%	100%	100%	100%
社会福祉士	100%	100%	100%	100%

3年間平均	96.66%
-------	--------

指定管理提案書及び収支予算書（様式3）

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市荏田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	11,536,500
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	969,000
事業費(税込)	地域交流事業、世代間交流、ボランティア育成・支援事業、障害児者余暇支援事業、子育て支援事業等	2,948,000
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	600,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	2,482,000
指定額	小破修繕費 474,000円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△969,000
施設使用料相当額 ※2		△1,977,500
合 計		16,063,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)	協議体、ネットワーク構築等生活支援体制整備事業	
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、研修費等	
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	20,305,002
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	4,856,000
事業費(税込)	権利擁護啓発事業、包括的継続的ケアマネジメント事業、介護予防普及啓発事業、介護者教室等	1,401,998
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	300,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	660,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	(介護保険収入等を充当する場合は記載してください。)	△4,856,000
合 計		23,423,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝金、会場使用料、消耗品費等	154,000
合計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	16,063,000	16,063,000	16,063,000	16,063,000	16,063,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	23,423,000	23,423,000	23,423,000	23,423,000	23,423,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	45,442,000	45,442,000	45,442,000	45,442,000	45,442,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	4,560,000	4,560,000	4,560,000	4,560,000	4,560,000
		居宅介護支援 事業	14,604,000	14,604,000	14,604,000	14,604,000	14,604,000
		通所系サービ ス事業	84,724,000	84,724,000	84,724,000	84,724,000	84,724,000
	その他収入		0	0	0	0	0
	収入合計(A)		149,330,000	149,330,000	149,330,000	149,330,000	149,330,000
内訳	人件費	115,519,000	115,519,000	115,519,000	115,519,000	115,519,000	
	事業費	20,910,000	20,910,000	20,910,000	20,910,000	20,910,000	
	事務費	1,651,000	1,651,000	1,651,000	1,651,000	1,651,000	
	管理費	8,090,000	8,090,000	8,090,000	8,090,000	8,090,000	
	消費税等	3,066,000	3,066,000	3,066,000	3,066,000	3,066,000	
	その他	94,000	94,000	94,000	94,000	94,000	
支出合計(B)		149,330,000	149,330,000	149,330,000	149,330,000	149,330,000	
収支(A-B)		0	0	0	0	0	

団体の概要（様式4-1）

団体の概要

(令和 2 年 1 月現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会			
所在地	〒231-8482 横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地			
設立年月日	昭和 26 年 3 月 (昭和 28 年 3 月 社会福祉法人認可)			
沿革	昭和 56 年 社会福祉センター (ボランティアセンター・情報センター・研修センター) 受託 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和 59 年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成 3 年 在宅支援サービスセンター (現: 地域ケアプラザ) 受託開始 平成 6 年 地域福祉活動計画 策定 平成 9 年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」開所 平成 10 年 横浜生活あんしんセンター開所 平成 16 年 (財) 在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成 25 年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン」を策定 平成 26 年 横浜市地域福祉活動計画を横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成 28 年 生活支援体制整備事業受託 平成 30 年 第 4 期横浜市地域福祉保健計画			
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (9) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (10) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (11) 障害者支援センター事業の実施 (12) 障害者更生センターの受託経営 (13) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (14) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (15) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (16) 横浜市地区センターの受託経営 (17) 生活支援体制整備事業の実施			
法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
財政状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	25,215,194,127	17,849,621,296	15,493,939,867
	総支出	24,660,464,338	19,084,630,470	15,369,310,618
	当期収支差額	554,729,789	-1,235,009,174	124,629,249
	次期繰越収支差額	3,336,778,438	2,101,769,264	2,226,398,513
連絡担当者	【氏名】 XXXXXXXXXX		【所属】 XXXXXXXXXX	
	【電話】 045-201-2069		【FAX】 045-201-1661	
	【E-mail】 sisetsu-k@yokohamashakyo.jp			
特記事項				